

平成31年度 第1回大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会 議事録

■日 時 平成31年4月19日（金）午前10時から

■場 所 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
5階 大会議室2

■出席委員 池田委員、鈴木委員、葉袋委員、大森委員、高比良委員、吉田委員
岡本（真）委員、北村委員
（計8名）

■会議内容

○事務局 時間となりましたので、ただいまより平成31年度第1回大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会を開催致します。

○事務局より配付資料の確認

○事務局

会議の成立について御報告させていただきます。本部会の委員総数は専門委員2名を含む8名でございます。本日は8名の委員の皆様にご出席頂いており、大阪府消費者保護審議会規則第4条第2項の規定によります過半数の委員にご出席頂いておりますので、会議が有効に成立しておりますことを御報告させていただきます。それでは開会にあたりまして、坂田消費生活センター所長より御挨拶申し上げます。

○坂田所長

皆様、おはようございます。私、4月1日付で前任の瀨本の後任として参りました坂田でございます。どうぞよろしくお願い致します。今日は皆様大変お忙しいところ、第1回基本計画策定検討部会にご出席を賜り、本当にありがとうございます。また、日頃から消費者行政の推進に大変な御尽力、御協力を頂いておりますことをこの機会に併せてお礼申し上げます。私は約20年ぶりに、この消費者行政を担当させて頂くことになりました。この2週間程の間に、改めて消費者を取り巻く社会経済情勢、それから消費者を取り巻く課題が本当に著しい変化をしており、私共、消費者行政に求められている役割も、益々多様化・高度化していると共に、非常にスピード感を持った取組が求められているということを痛感して過ごしてまいりました。微力ながら、大阪府の消費者行政が少しでも進みますように努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

このような中、本日は中期的施策の方向性を示すこととなります第2期消費者基本計画の策定に向けまして、2月の審議会への諮問させて頂いた時、同時にお示した計画の素案に対し、国の第4期計画検討の視点をはじめ、様々な御意見を多くの審議会の委員から頂いておりま

す。今日は、後程事務局からこれらの御意見・御提案を御紹介し、今日この場で皆様に御意見を頂く予定になっております。どうぞ本部会委員の皆様には、第2期計画の策定に向けまして、また消費者行政の推進につきまして、引き続き御支援・御協力を頂きますようお願い申し上げます。挨拶とします。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局

今回の部会より基本計画策定検討部会のため、2名の専門委員に御参画頂いております。紹介させていただきます。まず、教育の専門委員として岡本委員に参画頂いております。岡本委員は、大阪府教育センター・カリキュラム開発部・高等学校教育推進室に勤務され、大阪府高校教職員向け消費者教育教材作成検討会の構成員として、「めざそう！消費者市民」の作成に貢献頂くなど、府の消費者教育に寄与してこられました。

次に、金融金銭教育の分野に取り組んでおられる大阪府金融広報委員会から専門委員として北村委員に参画頂いております。大阪府金融広報委員会は、日本銀行大阪支店内に事務局を置き、近畿財務局・日本銀行大阪支店、府内の金融団体等と共有して中立公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する広報活動を行っておられます。御出席委員及び事務局につきましては、配席図をもって御紹介に代えさせていただきますと思います。また、部会長については平成31年2月14日に開催しました大阪府消費者保護審議会にて、池田部会長が基本計画策定検討部会の部会長とされました。今後の議事の進行を池田部会長にお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

なお当部会については、大阪府会議の公開に関する指針に基づき、公開での開催といたしております。よろしくお願い致します。

○池田部会長

どうもありがとうございます。皆様、改めましておはようございます。坂田所長におかれては審議会ではなく、いきなり部会から御参加ということで、どうぞよろしくお願い致します。また、審議会同様この部会についても事務局から説明がありましたように、公開での議事となりますので、どうぞよろしくお願い致します。それでは、これより元々の次第に基づきまして進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

まず、議題1で部会長代理の指名についてというものがございます。御案内のように審議会でも同様の決まりがございましたが、今後、部会におきましても大阪府の消費者保護審議会規則第17条第5項に「部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長を指名する者がその職務を代理する」としていることから、今回におきましても、部会長代理ということで審議会同様、鈴木委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それではその次、議題2でございますが、基本計画策定にかかる検討課題について、まずは事務局で説明の程お願い致します。

○事務局 （資料1～4について説明）

○池田部会長

ありがとうございます。事務局としては、そのような意見を色んな形でまとめて頂きまして、ありがとうございます。スケジュール的にも各委員から要望がありまして、最大限考慮させて頂く形で本日のこういった資料になっております。ともあれ、本当に激しく動いておりますこの時代、また大阪では2025年の大阪万博が控えておりますが、そういう意味でも今回の第2期の消費者基本計画というのは、そこを少しターゲットにしたような位置付けも踏まえながら、御議論頂ければと思います。

それではまず、第1期の基本計画からずっと関わっておられます大森委員からペーパーを頂いておりますので、まずは発言頂きたいと思います。ちょっと大森委員にお願いですが、いずれにしても限られた時間なので、出来ましたら3分程度でお願い致します。

○大森委員

この検討部会にペーパーを出させて頂いております。今日、配布頂いているおそらく一番最後のところの、第1回検討部会への提出意見ということで、私の名前が入っているものが配られているかと思っておりますので、それを御覧頂ければと思います。

今、会長からも御紹介があった通り、私、第1期の時からこの検討部会も含めて関わらせて頂いております。ペーパーのメインの趣旨は、重点課題、数値目標を今回第2期では設定をして、進行管理が出来て中身も分かり易く示せる、そういう計画に第2期は是非したいということで、そういう意見を出させて頂いております。表紙に書いてあるのは、前回の審議会答申の一番最後のところの真ん中あたりですけれども、重点的に取り組む施策や数値目標、管理指標を設定すべしということを書いていた訳ですけども、残念ながら第1期期間中に、そういう取組自身は成されずに第1期を終わるということになります。ですので、そのところは第2期で改めて是非そういう方向を作るということで、今回ぜひ、どういう課題設定をすべきなのか、こういう数値目標或いは指標などを設定するのがいいのか、この検討部会或いは審議会の委員の皆様の知見を活かして、具体的に提示をして中身を計画の中に盛り込むべしというような答申を取りまとめることが出来ればと思っています。

一般的な話だけをしてもあれなので、2 ページ目のところでは、骨子案の中にも大阪府として事務局で色々この間の取組の評価などをする中で、今現在、こういう状況がある、こういう取組を今後していく必要があるという記載が、諸々に書かれているなということでそれを抜き出したものです。それを荒っぽく整理を私なりにしてみたのが、3 ページ目の上にある表で、骨子案の中に含まれているものだけを整理をすると、消費者被害の防止あるいは消費者教育という2つの分野的にはわかれて、その中で対象は、若者・高齢者・外国人というところが取り上げられている。テーマとしては、消費者被害としては、高度情報通信化に対応するそういう対応が必要だと。消費者教育については、SDGsの問題が取り上げられているということで、それに関連する施策としてこ

ういったものが骨子案の中に既に書かれているということでございます。その上で、重点課題の提案として、その下に4項目書かせて頂いていて、それを更に、項目だけではと思ったので数値目標、各重点課題の1から3については大体5項目以内で、目指すべきゴールに対するターゲットとしてはこういうものが設定していく必要があるのかなというものを、私なりに起案してみました。府センターの中核機能となりますと、そのすべてを網羅して頂けたらという思いがあつて、項目数・11項目で、ちょっと多くなっておりますが、そういった取り組みが中核センターとしては必要かなということで起案してみましたので、これは御参考ということで、今後の御議論の参考にして頂ければと思っております。以上でございます。

○池田部会長

大森委員、御協力ありがとうございます。それでは本日、限られた時間ではありますけれども、事務局から種々御説明がありました、そして御提出頂いております、この資料に基づいて皆様方の忌憚なき御意見をお示し頂ければと思います。本来であれば、順々に章立てから第1章、第2章という形でやるというのも一つの方法ですが、今日第1回ですので、出来たらその順番は関係なしに各委員と専門委員の皆さんがポイントとなることを、御指摘頂くということでも構わないかと思ひます。どうぞ積極的に御意見を言って頂ければと思ひますが、いかがでしょうか。どなたかもしよろしければ挙手を頂ければと。

○葉袋委員

委員の葉袋です。1点重要な点は、前回施策の記載漏れとか或いは実施漏れがあつたので、それを無いようにして頂くということで、一種の法定協議会を作つて頂きたいという意見を述べさせて頂いたのですが、これについては法定協議会を計画の中に入れる必要はないと思ひます。ただし、工程表を作りますということを計画の中に入れておいて頂けると、工程表は出来ます。審議会で再度審議、工程表は進んでいっているかどうか判断出来るのではないかなというようなことに期待しております。取り敢えず一つ目はそれで、あとまず資料の4についてですが、素晴らしい努力の成果が出ておられると思ひまして、たぶん他の計画とか内容を精査された上で、5つの修正点があつたと思うのですけれど、良い修正になつて府民も我々も分かり易くなるのではないかと非常に期待しております。以上です。

○池田部会長

ちなみに今、工程の関係が出てきましたけど、資料1のスケジュール案についてコメントがもしありましたら、特にこれをクローズアップする訳ではございません。

こちらから恐縮ですが、せつかく専門委員の方に出席頂いておりますので、例えば高校教育について色々専門的な知見を持っておられる岡本委員から、何かこの段階でコメント頂けることがありましたらお願いします。

○岡本委員

高校の社会科や家庭科の先生方への消費者教育研修をという御意見もありましたので、今は教育庁からどんなふうな伝達の仕方をしているかを少しお話しさせてもらっているのかなと思います。今ちょうど高等学校は、昨年学習指導要領が周知期間でしたので、この4月から協議会に入りまして、昨年の夏の段階で新しい学習指導要領がどう変わっているかということ、各校1名、教官対応の先生方を、夏の期間中にお集まり頂いて説明会を実施しています。その中で家庭科ならば、契約の重要性だとか消費者法の仕組みを先取りしながら必ずやっていく。1年生2年生の低い学年でやって欲しいというお話しであるとか、社会科の消費者教育もそうですが、教科も公共というのが入りまして、消費者教育だけじゃなくて、たくさん期待をされているところで、そういったことも含めて内容を移行期間であっても先取りをして、やって下さいという文部科学省の通知ですので、そのあたりのお話しをしているところです。私のいる場所は、教育センターで、まさに教員研修を行うところなのですが、私達としてもそういう内容面の充実というのが、求められていることを踏まえて、元々既存の社会科の教官の研修や家庭科の研修もごさいますので、その中で内容としてみんなで使っていくことを、今現在はしているところです。

私自身は家庭科が専門なのですが、研究会だとか家庭科の先生方と直にお話しすると、現場の先生方からも成人年齢の引き下げは、大きな課題で、特に高校の先生が言ったのは、目の前の子ども達の3年生になった時点の問題で、非常に重要と捉えて下さっていますし、秋の講習が続きまして先生が講師になって下さったりだとか、先生方、研究会等で授業とか教材だとか、そういう声が上がっています。

○池田部会長

ありがとうございます。もう一人紹介がありましたけれども、日本銀行から北村委員が加わっておられます。皆さん御案内のように、大阪府金融広報委員会というのは、従来より日銀の大阪支店内に事務局を置いて活動されているということで、この段階で大変恐縮ですがコメントを頂けるようであればと思っております。

○北村委員

ただいま御紹介にあずかりました北村でございます。私のほうからは、3点お話しを申し上げたいと思っております。1点目は、今日のお話しにも出ておりましたSDGsの関係ですが、このSDGsについては、その中に金融教育も含まれていると私共考えております。SDGsを見ていくと、17の目標と169のターゲットが設けられていますが、第4の目標というところで、質の高い教育をみんなにということは謳われていると。ターゲットに持続可能なライフスタイルが挙げられております。第8の目標で働きがいも経済成長もという部分がありまして、この中に全ての人への銀行取引とか保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大するというターゲットが含まれております。これらはいずれも生きる力をスローガンとする金融教育のすすめる促進につながると我々は考えます。SDGsの中に、こういう形で金融教育が含まれていて、私共もこれについて力を入れていこう

と考えているところでございます。

2つ目は、ただいまお話しもありましたが、学習指導要領との関係です。新しい学習指導要領などもございますけども、中身を実際見てまいりますと、金融に関する部分もかなり増えています。例えば、新しい要領の中学の社会科の部分では、直接金融・間接金融といった金融の話とか、起業(会社を興すほうの起業のほうですね)その話とか企業会計について学習させるという内容も含まれております。技術家庭科では、ネット通販・クレジットカード、要するにネット通販での決済手段となるクレジットカードですが、そういった仕組みを学ばせるということになっております。クレジットカードについては、旧来は高校で教えるということになっておりましたが、こちらも中学校のほうにシフトしている。早く教えた方が良いだろうということになっております。高校については、公民科で金融市場とか金利とか色んな金融機関についてということで、銀行とか証券会社とか保険会社とかそういったものについて学んで頂いています。あと、最近、新しく出てきているフィンテックというものがありまして、色んなIT技術を使って金融取引を行っていかうということですが、そういうところについても高校で学んで頂こうということになっています。家庭科のほうでは、保険とか株式とか投資信託のようになかなか複雑な金融商品について学んで頂くということで、従来こういったものについてはあまり学校では勉強の対象ではなかったのですが、これからはきちんと深く学んでいくということになっています。このように、金融教育のウェイトが学校教育の中で高まってきたということについてなんですけど、究極的には、会社を興す・起業を増加させるということが目的の一つとなってきているのかなと考えるところもございませう。

3つ目なのですが、色々と話が出ているところではございませうけれども、2022年4月の成年年齢引き下げというものでございませう。良いお話も多いのですが、注意しなきゃいけないところもあると我々考えております。一番注意しなければいけないところというのは、やはり未成年の取消権ですね。契約の取消権が、今まで20歳未満まで認められていたのですが、これが18歳未満に引き下げられてしまうということで、早い方については高校生の段階からそういったものがなくなってくる。これは注意しなきゃいけないところがありまして、学校の名簿というものは、かなり世の中に出回っておりまして、悪質な業者はこの年齢把握をかなりしっかり行っている。今現在の未成年の取消権が消滅する20歳になると途端に金融トラブルに巻き込まれる事例が増えているという事象が起こっております。この金融トラブルに巻き込まれる事例が増えてくる山が、今後18歳にシフトするのではないかと考えられております。この部分について注目していかなければならない。若い方々が色々な金融トラブル、消費者関係のトラブルもそうですけれども、こういったものに巻き込まれないように高校段階で、或いは早い場合は現在の新中学校3年生から18歳成人の対象に含まれて来るのですが、こういった方々に今からリスクというのは、どのようなものがあって、どういう形で自分に関わってくる可能性があるかということについて、知ってもらおうという取組を強化する必要があると私共では考えております。雑駁なお話しになってしまいましたけれども、私はこの3点のお話しをさせて頂きたいと思っております。

○池田部会長

北村委員、どうもありがとうございます。貴重な3点の具体的な内容の中で、是非活かしていきたいと思います。今御指摘頂いたように、様々な動きが気呵成に来ているというところでありまして、最後のところについては、成人年齢が20歳から18歳になり、現在ですら、20歳前後のところまで、物凄い攻勢がかけられているというのは、私自身もよく理解をしているところです。いわゆる悪質業者というレッテルを貼られた事業者だけではなく、よく名の通った著名な事業者もまた、かなり信販会社なども絡んで、はっきり言えば非常に露骨な形での営業を多く掛けてるというところで、ある意味では若年消費者に限らず全消費者にとっては、ハイリスクソサエティーにこれからもなってくる中で、府の消費者行政としてどういう形で、時に適切な警告を与え或いは今後の社会の先取りをするような形で、施策の充実に向けて提案していくかということ、まさに本日部会の皆様方の意見にかかっていると思いますので、活発に御意見をお願い出来ればと思いますが、こちらから恐縮ですが、吉田委員お願いできますでしょうか。

○吉田委員

事業者の代表ということで、簡単にポイントを申し上げます。特に、国の第3期の消費者基本計画の工程表でありましたり、第4期の検討ということについてきちんと整合性を取るように、というお話が前回の中でもあったかと思ひまして、私も色々読み込みました。特に第4期では、SDGsに関することが重要テーマとして挙げられておりました、その中で高齢社会対策であったり、若年者への対策などの項目が挙げられていたと思います。そういうことがありましたので、それらのポイント、重要テーマとしての取り組まれ方というのも府の計画との繋がりをきちんと確認をしたほうがよいのではないかというのが一つ。それから、特に今現在でも企業としましてエシカル消費に対する取組が、各企業さんで行われておりました、そういったことに関して手法とかそういったものを大阪府が核となって消費者にきちんと配布するとか公開するとか、広めていくというような教育活動も非常に重要なということがありますので、そういったことについての取組何かはして頂きたいなど。

それから、オリンピック、大阪万博特に開催招致を含めて、大阪でも観光客であったり、在留で仕事をされる方も含めて、外国人が増えていることだったり、障がい者、いわゆる弱者に対する対策を強化することを主体となってやっていくべきではないかということ。あとは、各企業さんで職域の教育につきましては、先程網羅されてました「eラーニング」でありましたり、そういったものを踏まえて、そういう協力活動を積極的に各企業さんに対しての指導ということをして頂き、各企業さんもそれを受けて、進めていくという内容にしていけばいいかなと。

あとはもう一つ最後に、企業というのは、消費者と対立するものだけではありません。情報共有を図りながら連携をとって、我々事業者も啓発活動を行っていくことが重要です。そういった連携における強化策として、消費者に対する指導者、例えばコーディネーターでありましたり、消費サポーターは専門家でありますので、そういった方々の育成の強化というもの、その辺をきちんと制度化を図っていくべきではないかという内容をお伝えします。以上です。

○池田部会長 ありがとうございます。

○高比良委員

全国消費生活相談員協会関西支部の高比良です。今日は大阪府さんから、まず資料4について、全体像の修正をされるということでかなり分かり易くなるのではないかと期待しております。中でも、私共から意見を出させて頂いた図表ですね、参考資料に今までまとめておられたのを、本編へはめ込んで頂ける方向ということで、府民に分かり易いものになるのではないかと思います。

私共、相談員協会は大阪府内の各市町村における消費生活相談窓口で勤務する者もかなり多く関西支部にもおまして、私共は日々、府民からの消費者行政に関すること及び消費生活相談という形で声を直接聞いております。そういう意味では、現場を一番よくわかる立場ではないかと自負しているのですけれども、私共から今日こちらの骨子案に対する意見を挙げさせておまして、資料2に抜粋ということで意見をおまとめ頂いておりますが、主に私共から、会員から上がってきた意見は、2枚目の基本目標Ⅳの 3 ページ目になりますが、消費生活相談体制の充実というところが意見としてたくさん上がっておりました。やはり大阪府のセンターさんには、中核センターのセンターオブセンターズとして役割をきっちり果たして頂くと同時に、市町村への支援に対しても積極的に、基本計画にも盛り込んで頂きたいと考えております。その中の 2 番目に特にありますが、相談員不足ということが実は今、現場で問題になっております。相談員不足の理由としては、色々あるのかもしれませんが、相談員が不足しているからといって相談現場がおざなりになるのは問題になりますので、まずは相談員不足の原因について探っていくと同時に、課題を挙げてそれに対して、例えば、研修の参加率を向上させるとか人材育成ですね、そちらのほうへも力を入れて頂くと同時に、基本計画にも盛り込んで頂きたいと考えております。あと、若年層に対する消費者教育についても今、各先生方から御意見が上がってきていたのですが、やはり私共としても相談現場におきまして、これから2022年の成人年齢引き下げに伴い、今まで20歳までは18・19歳であれば取り消しが可能だった事案が取り消し出来なくなる。今まで20歳をターゲットにされていたような案件が18歳に下りてくるということで、そちらについてはいち早く中学時代からの消費者教育に力を入れて頂きたいと考えております。以上、基本計画に盛り込んで頂くようお願いしたいと思います。

○池田部会長

どうもありがとうございます。色々御指摘頂いた中で、特に相談の現場の状況についても改めて御指摘頂きありがとうございます。それでは、鈴木委員のほうからお願いします。

○鈴木委員

鈴木です。皆さんから頂いた意見をざっと拝見しますと、本当にどれも入れて頂きたいなと思うところがたくさん並んでいて、このあとのカリキュラムの中では、おそらく無理なものと思うものも

のと取捨選択していく作業に入ってくるだろうなと思いながら、可能であれば相矛盾する意見については議論が必要だろうけれども、それ以外は全て入れていくような方向で検討が出来たら素晴らしいものになっていくのだろうと思いつつ拝見しておりました。

先程からも何名かの委員さんから言葉として挙がってきておりましたが、私が一番懸念しておりますのは、消費者教育コーディネーターの存在が非常に希薄で、国の研修に丸投げでいいのかという疑問を一番大きく持っておりました。今回コーディネーターについて、ちょっと別の件で調べなければいけなかったのですが、消費者庁がどれくらい本気でやろうとしているのかなということも含めて、国の委員さんですとか色々ヒアリングを詰めさせて頂いたのですが、具体が見えてこなかったというのが結論なんです。そうであるならば、大阪府がしっかり何をコーディネーターに求め、どういう資質でどういう機能を持たせたコーディネーターを、どんなふうに関西府は育てていくのかということまで、踏み込んでいいのではないかなと、国に任せておいて大丈夫かというも若干感じられたところです。なので、研修を国と一体になって進めていくというのは、悪いとは思わないけれど、どこにそれを配置してどういう機能を持たせる存在として大阪府がコーディネーターを活用しているのかということの、本当に別のところは今の段階でしっかり見据えておかないといけないのかなと思っております。例えば、企業と学校教育を繋ぐとか教育行政と消費者行政を繋ぐとか、コーディネーターとしての役割・機能は色々な見方や考え方がある訳です。それぞれの政令指定都市は、うちはコーディネーターをこういう風にやってみようみたいなところも外に出てもありますので、そこで大阪府としては、こういう人にコーディネーターになって頂いて、その人達にはこういう役割を期待して、こんな風に働いてもらって、こういう結果が出ていますよというものを、5年の間に何人養成します、どんな働きでどんなことをしてもらいますというのは、今後数値を上げていけるというか、そうしていくべきポイントに据えてもいいのではないかなと思っております。これは連携協働しますという努力目標を具現化する存在として、コーディネーターはやはり位置付けるべきではないのかなと思っておりますので、そこは今回、とても記載が薄かったので一番気になりました。以上です。

○池田部会長

ありがとうございます。コーディネーターの大阪府モデルの立ち上げのようなことも出てきました。2025年大阪万博、かなり色々な意味で大阪に日本の未来を世界に示すような、先進的な取組が挙げられたらいいのかなと個人的には思いましたが、関連して、もしよろしければ御発言を頂けたらと。あれでしたら事務局でちょっとその辺りは各部署でまとめていくという上で、こういう課題があるとかということでも構いませんが。

○葉袋委員

委員の葉袋です。岡本委員にお伺いしたらいいのか教育庁の方にお伺いしたらいいのかわかりませんが、資料の中で、小中学校の話が先程北村委員から少し出たと思いますが、高校が喫緊だと、だけどそれまでというお話しが。小中学校と高校というものは、行政・教育行政、教育委

員会が別々だと思えます。そここのところで、計画案に市町村の教育委員会もしくは市町村の消費者行政と連携してやっていきますと書いた方が、施策が進んでいくのか、それとも、そういうのは、なかなか書きにくいのか特に先程ありましたように、中学3年生の段階で高校へ行かない人もおられたりするの、或いは中退される方もおられると思うので、そういう方々に全ての人一人も誰も取り残さないというのであれば、中3までに本来であれば教育しなければいけないというのが一方で恒常的にあり、かつ、成年年齢引き下げの関係で高校等を重視すると、この2つの話が区別して議論をしたほうがいいのかなどと思ったので、小中高と先程資料2ですか、まとめて頂いた中では小中高と並列に書いてあるのですが、小中についてはどうなのと。3ページの基本目標Ⅲの8ですか、小中高となっているのですが、なかなかその辺難しいことがあるのであれば、その辺のことを教えて頂きたいという質問でした。

○池田部会長 岡本委員、今の質問についてコメント頂けますでしょうか。

○岡本委員

まさに、府の消費生活センターと市町村の消費生活センターとの関係と同じと考えて頂いたらいいと思います。なので、これはやっぱり広域行政として指針を出したり、私は府の職員ですので、市町村の教育委員会に対してお話しをしたりとか、市町村の教育委員会に指導している皆さんに対してお話しをさせて頂く。そしてそれを踏まえて、市町村の教育委員会が各市町村の学校に色んなことをしていくというのが、やはり行政の一つの組織系統になっています。ただ、うちのセンターなんかは一方で市町村教育委員会の中にはなかなか、私は家庭科ですが、家庭科の指導者がいないというのがあったりとか、そんな時には私のところに依頼が来たりして、家庭科なんかは割と府に籍がありながら小中の先生の付き合いがあったりとか、研修に行ったりということがあるのですが、それはたぶん非常に稀で、基本やっぱり市町村教育委員会が主にするものです。小中は、一校一校全ては出来るのはやはり、市町村教育委員会に上手く繋がる方策であるとか、道筋というものが繋がらなければ、難しいのかなと。

○池田部会長

先程岡本委員が、センターオブセンターということで、指摘されたところがまさに、小中高の教育委員会を組織的な関係であるということ踏まえると、府の消費者保護審議会の課題としては、直接的には高校教育をターゲットにしつつ、更に小中についても言うべき方向性については示す必要があるという、多少濃淡というカトーンはあると思いますが。

○大森委員

消費者教育の話で、その関連で話題提供も含めてということですけども、私共年に2日、自治体の消費生活センターさんと懇談を進めるような機会を持っています。その時に消費者教育の話は必ずお訊ねをしておりますが、従来から御承知の通り消費生活行政の部局からすると、教

育委員会の壁が非常に高いというお話しがずっとあった訳ですよ。それでもこの間消費者教育、文科省さん含めて、文科省と消費者庁が共同で取り組んでいくという国の方向性も出た中で、変わってきたのかなと思って、去年なんかもお訊ねをしましたが、市もセンターさんの感触は、何も変わっていない。教育委員会とは話をするルートもない。自治体のセンターさんは、小中は何もしてないかという、そういう訳ではなくて、校長会に連絡をして出前講座なんかは年に何校かとか何十校かみたいな範囲で行っていますというお話しはされています。そういうことをやっていると口コミで他の学校からもうちも来てくれませんかというお声も掛かったりすると。でも、教育委員会の方とはお話しは出来ませんと。それが我が市だけではなくて、周りの市の話聞いても教育委員会と上手くやっているという話は聞いたことありませんというようなことが、ずっと続いています。どうしたらいいのかなというのは、よく分かりませんが、今日提出意見で出させて頂いた7ページに記載がありますが、今回は普通の計画作りということなので、大阪府の消費生活センターさんと教育庁さんとが、きちんと連携して頂いて小中を含めて消費者教育を進むようにということ考えていくと、それをどうやって進めていけばいいのかを議論する場合は、大阪府消費者教育推進地域協議会、この審議会が兼ねるといって今現在なっておりますが、ここでもっと具体的に突っ込んだ議論して、実践的な議論が出来る協議会ということで、そこを作り替えていくということもこの計画の中で、そうしますということまで書きにくいのかもしませんが、諮問の中では組織への変更というのが必要であるし、検討すべきというようなことは審議会の答申としては出せるのではないかと思いますし、市町村レベルでそれをきちんと議論してもらおうと思うと、市町村単位の地域、消費者教育の推進地域協議会或いは推進計画作りみたいなところも大阪ではほとんどありませんので、1つあるかないかの状況だと思いますので、それを作ったらその上で大変で、時間ももたないという業務もあるかと思いますが、それにしても、していかないと、働き先は知ってそれが必要だと。小中も含めて、消費者教育を進めることが求められていることは提議をしていく必要があるのではないかとということで、そういう目標も市町村レベルでの消費者教育の協議会の設置みたいなところも、府としても目標を持って働きかけるというのは、充分ありうるのではないかと思います。先程、消費者教育コーディネーターのお話しが鈴木先生のほうからもあって、国の資料を見ていると消費者教育推進会議ですか、資料なんかで消費者教育コーディネーターがいますかいませんかという調査をされていて、それによると届け出ている4割は配置をしているようなことになっていて、大阪府も8名という数字が残っています。中身を書いてあるのを見ると、府が委託をしている事業者の8名の方が消費者教育コーディネーターということで、府の資料の中には書いてありますが、今現在、消費者教育コーディネーターに求められる仕事、今現在大阪府のその皆さんがされているのかという、ちょっと私は疑問でして、府から委託されている事業の中での消費者教育のところを御担当頂いているというそのレベルではないのかと思います。それを、消費者教育コーディネーターと呼ばないと私は思っているんで、そこももう一度、先生おっしゃった通りに整理をして、どうしたら本格化して頂くのか、その為にはどういう方にその役割を担って頂くのがいいのか、委託しているそういう方が、消費者教育コーディネーターという役割を府の中で本当に果たせるのかということも含めて、本気で考えないといけないのではないかと

というように考えます。

○池田部会長

ありがとうございます。御指摘頂いたある種の消費弱者の救済・保護を、当然これからの議論の中で詰めていく必要があろうかと思えます。それともう一つ重要な柱になるのは、消費者自身の意識改革というかSDGsの話もありましたけれども、やはり国連が掲げたターゲットとの関係で、限られた地球の中でそれぞれが生き抜くために、どういう振る舞いをしていかなければいけないかということもこの消費者教育の中に盛り込んでいくというのは、非常に重要かと思えます。事務局の御配慮で紙コップを御用意頂きまして御配慮ありがとうございます。特に、絞るつもりはありません第1回ですので、色々な観点から積極的に御意見頂ければと思います。

○葉袋委員

葉袋です。先程消費者教育の話が出てきたのですが、安全確保地域協議会もしくは見守りネットワークの品目的には市町村で消費者教育の小学校中学校も市町村、消費生活センターも基本的には市町村レベルもあるので、市町村と大阪府が大阪府全体の中で計画を立てる時に市町村を支援して、府全体で市町村の役割だけでもそれを推進していくというような形で数値目標を出来たらいいのではないかなと思っています。市町村の役割だということで数値目標を控えるとかいうのではなしに、市町村を尊重しつつ市町村を支援する形で大阪府民全員がどうこう出来ると、どういう状態になるという形で出来れば目標が設置出来たらというふうに日頃から思っているので、市町村或いは市町村の教育委員会の権限との関係に配慮しつつ、府民全体に対する関係で基本計画の中身にある程度踏み込んで、更に数値目標をということで、国の地方消費者行政強化計画も本来は都道府県レベル或いは市町村レベルのことでありますが、国が支援して強化していきましようということで数値目標を作っておられるので、同じようなやり方で府内の市町村さんに対して支援をしながら、共に推進していくという姿勢が出せればな、という意見です。以上です。

○高比良委員

高比良です。先程鈴木先生から御意見頂いた、コーディネーターについてですけれども、今日の抜粋書ではなくて、骨子案全般についてとか大きな資料の、46ページの消費者教育コーディネーターについてですけれども、国民生活センターで育成・研修を任せてよいのだろうかという御意見を頂いている通り、具体的に消費者教育コーディネーターについて大阪府ではどのような人になるべきなのか、もしくはどのような人になってそれに対してどのように教育をしていくのか、その担い手・教育者の担い手についても考えて頂くべきだと考えております。具体的に消費者教育コーディネーターについて、消費生活専門相談員が担うべきだというような基本計画を書きかけている自治体もございます。それを見ておりますと、消費生活相談員が消費者教育コーディネーターになるべきなのか、その上で、消費者教育コーディネーターになるためには、どのような

教育が必要なのか、そのようなことにつきましても大阪府で取りまとめて次回でも構いませんので、今現状どのようになっているのか御説明頂けたらと思います。以上これも質問になります。

○池田部会長

高比良委員で持っておられる今御指摘頂いたところで、コーディネーターの望ましいイメージがありましたら、併せてお話し頂ければと思います。

○高比良委員

消費者教育コーディネーター自体の定義というのが、しっかりまだ私自身も掴めていない状況ですけれども、やはり消費者教育コーディネーターというのは、消費者相談の現場と教育現場を繋ぐ人であるべきということで、教育の現場と相談の現場の両方を知っている人が望ましいという御意見をよく頂きます。他府県で事例があるのですけれども、消費生活センターに教育委員会から実際の教育現場をよく御存じの先生が赴任されまして、数年間センターで実際に相談現場を見て頂いている方もおられます。そのような方を是非ともコーディネーターの先生といいますか、コーディネーター養成者として育成して頂けるような形が望ましいのではないかと、私自身は考えております。

○池田部会長

先程大阪府でということもありましたが、鈴木委員いかかでしょうか。もう少しイメージを具体的に説明して頂ければ。

○鈴木委員

実際に近隣の府県にも確認をさせて頂いたりもしたのですが、センターそのものがコーディネーター的役割なのだから、センターがコーディネーターですといったようなお答えを結構頂いたり、雲をつかむような話だったりもいたしました。岡山県さんはパイオニアとして御活躍ですけれども、やはり教育現場と相談現場を繋いでいくというのが一番分かりやすい形でイメージされているのかなと思いますが、連携先はセンターだけとは実際には限らない訳で、学校教育現場を一つのフィールドとして捉えるのであるのがいいのか、ここも多様です。職域と繋ぐ部分であれば、企業にも届けなければならない部分もあるわけですね。そうすると、誰を教育するのか、どこで教育するのかが不明確なままだと、議論が空中分解しているような気がしています。実際にコーディネーターとして登録している人達に時間がなさそうだなというのを、実感しているところです。この人数と実際にあなたはコーディネーターとして登録されていますよね、と尋ねるけれど、どうもそうらしいんだけど・・・くらいの反応だったということがあるので、あの調査結果を私は信用しておりません。かなり配置されているかのようになっていますが、本当にそれが実質を伴っているかどうかは怪しいなと思っています。誰が対象になっているかは、センターの相談員の方が研修を受けているケースが恐らくは多い。プラス、定年退職された家庭科の先生が相談業務

の一部を研修して、コーディネーターとしてということもあります。実際には学校教育現場で、相談の実態等を繋いでいく役割となると、学校教育を理解している方でないと難しいというのが、現場の声としてはよく聞かれる。

○池田部会長

ありがとうございます。学校教育の現場を最近のニュースで出ていますように、小学校も専門教育という形で、新しい時代に対応する動きが出てきています。是非、大阪モデルといったようなことが深くイメージできれば嬉しいところです。それでは、どこからでも構いませんので、是非限りの時間ですので、御質問・ご意見等頂ければと思います。

○大森委員

消費者教育の関連で先程一つだけ。先程、池田部会長からもありましたけれども、消費者自身がきちんと取り組んでいくことも大事だということで、私は消費者団体、消費者代表として来ていますので、消費者個人で出来る部分ありますけども、消費者の意見を取りまとめて、きちんと発信していく役割として、消費者団体が頑張らないといけないと思っはいますが、なかなか厳しいということかなと思っはいます。それをどうするのかは、私共で考えることですが、行政には消費者団体の活動を支援することも、教育条例の中にも行政の役割として書かれていることなので、そういう視点で何が出来るのかということも、これは検討の中に具体的に書くかどうかは別として、そういう視点で消費者を育てていく、消費者団体が本当に社会の主人公、自分自ら発信して社会を変えていく、そういう主体となるような活動が出来るようにバックアップしていくことも盛り込んで頂きたいと思っはいて、例えば私の提出意見の5ページで、重点課題3でSDGs消費者市民社会をめざす消費者教育に取り組みますと書きましたが、府民・若者自身による消費者教育・啓発の推進をということで、既に府で取り組まれている消費のサポーターという位置付けを啓発で、安全の問題でやってもらうということよりも、消費者自身が他の消費者に色んな知見を広めていく活動という、そういうふう位置付け直して、そういう人を育てるといふふうに見直したらどうか、と視点をちょっと変えて取組をしたらどうかという思いもあつて、こんなふう書いてみたり、府民がSDGsについて学ぼうということで、私共も3月に府の後援も頂いて、SDGsの講座もさせて頂いたのですが、消費者が自主的にやっている活動をもっと積極的に応援する。後援はするけれども後援しているということ、府が広報したり情報を流したりとかそういうことは今までしたことがないので難しいと言われたりします。でも後援してもらっているから、府のルートで情報を流してもらえないのかなと率直に思ったりして、それはやっていないなら仕方ないですねということですが、その辺もちょっと発想を変えて、どんどん応援しましょうと、応援して一緒にやりましょうと、そういった視点で取り組んでもらえたらなということ消費者教育のほうで一つ思っはいます。ちょっと別件で全体のことで、今回の骨子案を見ていると、最初のほうの状況のところとかは現状が書かれている訳ですね。2017年度の講座の実績でしたか、そういったことが書かれているのですが、第1期計画をやったことで、ここは前進しましたみたいな、そうい

う記述が基本的にありません。でも広がりていくと僕はあるとあっていて、例えば消費生活センターは府内の全ての市に設置されましたよね、それは凄い成果だと僕は思っていますが、それも書かれていないし、見守りネットワークも7つの市で出来ている訳で、それも凄い成果だと思っておりますが、そういうふうには書かれていません。第1期の取組と課題というタイトルではなくて、取組ではなくて第1期の成果と残された課題みたいな、そういう記述は出来ないのかなと思います。2018の相談状況とかは、必要だと思し書かれたらいいと思うのですが、第1期でここは前進しましたと、ここはそこまでいけていませんと、その中で新しい課題としてこれが組み込まれています。残された課題と新しい課題に、第2期計画ではこう取り組みますという、その流れが見えてくると、大阪府はこういうふうにはやろうとしているのか、というのが分かると思います。なので、ちょっとそこは整理をして提示をして頂けないものかなと思っています。

○池田部会長

貴重な御指摘ありがとうございます。更に御意見等頂ければと思いますが、今、大森委員が最初の部分でSDGs絡みでおっしゃったところがある訳ですけども、消費者市民社会というのは割と一般的に使われているキーワードになってきていますが、SDGsの関係と何か地球市民みたいな言葉を使いながら、今回の案、大阪府モデルになるかどうかはともかくとして、何かそういう広がりがある中で消費者市民がこの消費者問題を検討していく必要があるようになっていくと、少し感じました。

○吉田委員

消費者教育の担い手となる学校レベルでの内容は結構出ておりましたので、46ページの内容の一番下のところですが、消費者教育の担い手となるコーディネーターのチームとしての役割でもそれはあるな、ということで、それぞれの専門家の集まりという中で、個人としての動きではなくて、チームとしてそういう動きをやっていく必要があるのではないかとということが一つ、それからその関連の中で43ページの下に書いて頂いております、学校教育の中で例えば、消費生活アドバイザーの資格とかコンサルタントの資格、そういったものを取得できるような教育、これは大学になりますが、そういう中で専門の講師の輩出は出来るのではないかとということであったり、消費者教育のコーディネーターとかそこで行われるゼミとかという感じで、主体となって動いてもらうリーダーとなってやって頂くということを考えてみますと、今既に、大学生が消費者教育・消費者問題に対して、色々進められている内容は、殆どボランティアというか全然関係ない方が出てこられたりということもありますが、そういうものを踏まえて自分達もそういうことの専門家になっていくとか例えばそういう興味がある内容につなげていくことが大事かなということはあると、一応そういうところを書かせて頂きました。以上です。

○池田部会長

お二方から先程冒頭にご意見等を頂きましたが、もしお許し頂けるようであれば、それぞれから

少しコメントを頂けましたら有難いです。

○北村委員

私からは、消費生活センターさんの知名度向上があってもいいかなと思います。現状、18歳19歳の方の相談事例を見て頂くと、大半の場合親族の方の相談が中心になっていますけれども、お子さんがトラブルに巻き込まれていてそれを親御さんが気付いて、センターに相談してくるというケースが多いのではないかとと思われるのですが、別の言い方をすると、もしかするとお子さん自身が困った時に消費生活センターさんのほうにアプローチをした、そういうことが出来る、アプローチしたほうがいいのではないかとといったところが、あまり分かっていच्छゃらないかもしれないという部分もありまして、もうちょっと学校教育などで、この部分をクローズアップしてコマンド的には、自主的にお子さんがセンターに相談に行けるような、センターに相談に行っていることに気が付けるような広報をしていっていいのではないかと考えているところです。

○岡本委員

私からも、皆さんの話を聞きながら思い浮かんだりしたことをお話したいと思います。先程から消費生活コーディネーターのお話しが出ております。私自身は、今の立ち位置、学校現場を離れて先生方へ研修する立場で、家庭科ですけれども、消費生活センターさんから消費者相談員の方々向けの去年2回ほど研修の依頼を受けました。それは相談員の方々が登場に入る、学校に入る時に、学校も授業のあり方とか子どもたちがこの間凄く変化をしているので、教育の現場とか子どもと接するというのはどういうことかとか、授業のあり方も凄く変わっています。消費者教育のここが大事だから教えたい、と思うけど、知識詰め込み型は今だめだというのが、学校現場で大きな課題になって、授業の流れがアクティブラーニングという言葉聞いたことあると思いますけれども、今学校ではどんな授業をしているかというのは、例えば去年なんかその話させて頂いています。その時凄く思ったのが、消費生活相談員の方々には消費者教育を広めたいと思ってるわけで、先生達もやりたいけれども、日々刻々と変わる事例変化していく中で、教科書が古いんです。教科書の内容で特に消費者教育のところは、教科書に載っている事例は古くて、いつも言っているのが、目の前の子ども達の生活の様子それを踏まえて、自分で教材を作らないといけないところが、消費者教育で、でも先生達はそこが一番難しい。本当は、上手く私なんかは研修を企画する立場としたら、実際出会う場面、そんな場面を作ってあげたらもっとウインウインで繋がって、今は実践で消費者教育を求められているのですけれども、子どもが学習出来るのになど、私は自分が両方に研修の講師としてやるので、それは非常に強く思っています。

○池田部会長

ありがとうございます。時間が殆ど無いのですが、どうしてもという方がおられましたら。

○吉田委員

私共は、事業者団体ACAPといいますが、そういう事業者団体としましては、消費者志向経営という内容を推進しております。これは消費者市民社会に消費者側からの啓発・教育される中で、事業者としましては、それに対してどういうふうな形で支援・啓発をしていったらいいのかということ踏まえて、自分達の企業のあり方というものを、作り替えていくということが出来ますので、そのところも記載に、評価というところに入れて頂ければ。

○池田部会長

ありがとうございます。それでは、第1回の部会の議題の(2)のところをやっている訳ですが、皆様に色々頂きました御意見につきましては、改めてお礼を申し上げますとともに、ちょっと確認なのですが、資料の1のスケジュール案ということで、一応大森委員から説明を含めて御指摘頂いてるところを御覧頂ければと思いますが、一応部会は3回、今日は終わりましたので残り2回となりますが、この中に載っていることについては、一応御了承が頂けるということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○大森委員

前にメール頂いた中身だと、私が理解していたのは部会が3回目というのが想定されていなくて、部会ではなく6～7月にかけて審議会を一度入れてそこで報告をして、8月にもう一回審議会をやって、そこで最終確認みたいなそういう流れがメールでは流れていたと理解をしています。他の審議会委員の皆さんは恐らくそのように思われているのではないのかなと思いますが、そこは特に変えられたところの考え方をどのように説明されるのか確認を。

○事務局

おっしゃる通りで、御意見は2月14日に頂いて、あとは会長と御相談させて頂いて部会を1回増やして3回にすることと、全体の会議の当初の段階では資料を送らせて頂くということになっていたのですが、全員が集まって話をする機会が必要だということが出されましたので答申をもらう前にそういう機会を設けてほしいという御意見があったと思います。それで7月の下旬から8月の月上旬に、部会の報告を取りまとめて頂いたものを、その場で御報告頂いて、全員いらっしゃる場で御披露頂くという形にしてさせて頂くということで。それと答申については、会長に手交させて頂くことになりましたので、ちょっと切り離しをさせて頂いて、答申は8月の下旬に会長から府の副知事なり部長なりにお渡しするという形にさせて頂くという旨を、今日の午後もしくは来週にでも全ての審議会の先生方にメールで御連絡をさせて頂こうと思っています。

○池田部会長

ちょっと私からも補足させて頂きますが、実質的に前年度の第2回の審議会の時に、多くの皆さんからこれではどうだろうかという当初のスケジュール案について、色々な御指摘頂きました。

それぞれの御指摘もっともなところが多々あるなということで、部会もこれだけのボリュームで2回はちょっと難しいというところで、2回を3回に増やして頂きましたし、この関係で審議会のスケジュール的なところが、少し工夫をする必要があると思いますが、いずれにしても、部会は公開もされておりますし、情報を審議会の全員にフィードバックしながら、委員からも意見として出てくるものについては、部会へフィードバックということで、実質、充実強化に向けてそれなりに知恵を出したら結果がこれというふうに御理解頂ければと思います。

○大森委員

また部会で議論している中身は、他の皆さんにもお知らせ頂いて、そこについて意見があれば随時出して下さいみたいなことが御連絡頂けると。はい。

○池田部会長

それではこのスケジュール案について、御了承頂いたというふうにさせていただきます。第2回の部会に今日頂いた意見を踏まえて、詰めていくということになりますが、この段階で議題の(2)の検討課題について、事務局から何かありましたらお願いします。

○事務局

委員の皆様、本日は様々な御意見を頂きありがとうございました。頂いた御意見のうち、重点施策・独自施策などの記載につきましては検討させていただきます。そして、本日は消費者教育に関する御意見たくさん頂きましたが、色々関係部局と調整していかなければいけないこともございますし、また部局がまたがるような横断的な施策についても、頂いた御意見の中にもございますので、今後は関係部局との調整を進めてまいります。それから数値目標の設定については、現状を踏まえて施策を整理し、重点的に取り組む施策の数値目標等を具体的に設定すべきという御意見を複数の委員の方から頂いております。一方で、施策の実施状況のモニタリングは重要であるけれども、過度な負担を実施者に負わせることには注意が必要で、あまりに細かな分析はかえって論じるべき点が見えにくくなるという御意見もございました。数値目標の設定につきましては、一旦お預かりをさせて頂き、設定するかどうかを含めて検討させていただきます。いずれも今後の部会にて御報告させて頂き、また御議論頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○池田部会長

ありがとうございます。それでは議題(3)のその他ですが、これはスケジュールの関係だと思しますので、事務局からお願い致します。

○事務局

次回、第2回の開催予定ですけれども、5月30日木曜日15時を当初、日程調整の結果を御案

内しておりましたが、その時点で予定が未確定の方が数名いらっしゃったので、5月30日を前提に再度確認をさせて頂くとともに、第3回部会の日程調整を今後行ってまいりますので、御協力よろしくお願い致します。以上でございます。

○池田部会長

ありがとうございます。本当にそれぞれの皆様お忙しい中を全員出席ということで御協力頂いておりますが、第2回の部会についてなかなか全員出席というのは厳しいかなというところで、もし差支えない場合、書面によってコメントを頂くということでも御協力を頂ければと思いますが、5月30日で確定させてよろしいでしょうか。ありがとうございます。5月30日ということで一応確定させて頂きます。

○葉袋委員

すみませんが私からちょっと。次回の30日までに我々が何をやってきたらよいのかということがある程度宿題として持ち帰ったらよいのか、重点的に教えて頂ければと思ひまして。

○池田部会長

それは、部会委員がそれぞれ御判断頂くのが私はいいのかなという感じがしますので、2回でしめるという当初の案ですと、今日やっとなかあとが大変ですが、3回ということになりましたので出来たら第2回の段階で、今日かなり意見が出ましたので、優先順位を少し付けていく形でやる事が出来ればなと思いますし、その辺も含めて事前に御意見を事務局にお寄せ頂ければそれに基づいて、進め方など工夫をしたいと思っております。

会議室の使用の時間が来ておりますので、本日の御議論頂きましたことについて改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。これをもちまして、本日の議事を終えたいと思います。事務局にお返しします。

○事務局

池田部会長並びに委員の皆さま、本日はどうもありがとうございました。以上をもちまして本日の部会を終了させて頂きます。委員の皆さま本日は誠にありがとうございます。